

子育て世帯に寄り添い
サポートします!

中津川市 出産・子育て応援ギフト事業

妊娠期から子育て期まで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を行うとともに、妊娠・出産時の「経済的支援」を一体として実施します。



支給金額

○出産応援ギフト

5

万円

○子育て応援ギフト

子ども1人あたり

5

万円

※所得制限はありません

対象者

中津川市に住所のある①又は②に該当する方

- ①令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦（流産又は死産を含む）
- ②令和4年4月1日以降に出生をした子どもの養育者

事業内容

詳細は裏面又はホームページへ

事業の詳細ページ

子育てポータルサイト
『なかつっこ』



【問い合わせ】

中津川市子育て世代包括支援センター 健康福祉会館1階

☎0573-66-1111

【ギフトの申請・支給について】

子ども家庭課
内線696、569

【相談・アンケートについて】

健康医療課
内線626、657

事業内容

健康医療課・子ども家庭課・子育て支援センターで妊娠期から子育て期をサポートします。

※各ギフトの申請には、保健師や助産師等との面談が必要となります。

出産までの見通しを一緒に立てましょう

| | 伴走型相談支援 | 経済的支援 |
|-------|--|-------------------------------|
| 妊娠前期 | 【母子健康手帳交付（妊娠の届出）】 ・保健師と面談 ・おたずねに回答 ・出産応援ギフト申請書を配布 | 申請後 出産応援ギフト 妊婦1人5万円給付 |
| 妊娠中期 | 【妊娠7か月頃】 ・出産応援アンケート送付 ・希望者等と面談 | 産前産後のサービス利用を一緒に考えましょう |
| 出産・産後 | 【赤ちゃん訪問等（～4か月頃）】 ・保健師等と面談 ・おたずねに回答 ・子育て応援ギフト申請書を配布 | 申請後 子育て応援ギフト こども1人5万円給付 |

産前産後のサービス利用を一緒に考えましょう

子育て家庭のからだどころの健康をサポートします

Q&A

Q: 転入・転出した場合、どのように申請をしますか？

A: 転出先の自治体にお問い合わせください。

妊娠中又は出産後に転入をされた方は、転入前の自治体でギフト未申請の場合のみ中津川市で申請給付が可能です。保健師との面談が必要になりますので、担当保健師にご相談ください。

Q: 里帰り先で赤ちゃん訪問を受けました。この場合はどこで子育て応援ギフトの申請はできますか？

A: 住民票のある中津川市で申請をしてください。

Q: 子育て応援ギフトは父親でも申請ができますか？

A: 母親と保健師等の面談に父親が同席された場合は、申請する事ができます。

Q: 申請後どれぐらいの期間で給付されますか？

A: 1～2か月後に口座へ振り込まれます。

申請先

〒508-8501 中津川市かやの木町2-5
健康福社会館1階 子ども家庭課



「けんぱちくん」
健康づくり推進キャラクター